

国籍はく奪条項違憲訴訟

控訴審第3回期日

報告集会

日本時間

2022年3月29日 (火)

15時40分～17時50分頃まで

作成：弁護士 仲 晃生

本日の内容

- 1 期日の報告（訴訟の進行について）

次回期日

提出書面の陳述要旨

- 2 原告（控訴人）からのメッセージ
- 3 提出書面の補足説明
- 4 質疑応答とディスカッション

1 期日の報告（訴訟の進行について）

次回期日

2022年9月16日（火）

15時00分

控訴人8について、

フランス国籍取得を申請したら認められる制度になっているのか、国の見解が出る予定。

控訴人らからは、スイス国籍について今回行った反論を繰り返すことになります。
(行政事件訴訟法の「確認の利益」の有無に焦点を当てた期日です。)

前回期日から本日までの出来事

- 第2回期日（2021年11月30日）で決まったスケジュール
 - 国が、スイスとフランスの国籍取得制度を調査し、控訴人7と8が取得申請したら取得できる制度になっているのか確認して、主張を補充する。提出期限2022年1月末。
 - それを受け、控訴人らが3月22日までに反論する。
- 2022年1月31日、国が準備書面（2）を提出。スイスの制度についてのみ。フランスについては調査中であり、追って主張とのこと。
- 2022年3月22日、控訴人らから反論と補充の書面、準備書面（5）を提出。

1 期日の報告（要旨陳述、再読）

要旨陳述 原稿

2 期日の報告（提出書面について）

1. 提出書面

- 準備書面（5）

2. 要旨陳述

国籍はく奪条項違憲訴訟支援ネットワークのホームページ

<http://yumejitsu.net/> で先ほど公開しました！

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益①

外国籍取得を希望している原告2名について

地裁では門前払いとなつたが.....

裁判長の指揮を受けて、前回期日で、

追加証拠と

準備書面（2）及び（3）を提出

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益②

国の主張

「スイス国籍法における国籍取得の要件及び審査に関する各規定によれば、スイス国籍の取得申請予定者が、将来、国籍取得申請をした場合に確実にスイス国籍を取得できると予想することは困難というべきで、控訴人7においても、現時点において、将来、スイス国籍の取得申請をしたときに確実にスイス国籍を取得できるとはいえない」

「控訴人7の日本国籍を保有する地位に何らかの危機又は不安が存在するとはいえず、即時解決の必要性(即時確定の現実的利益)(解決すべき紛争の成熟性)の要件を欠く」

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益③

しかし、確認の利益が認められる場合をこのように狭く解することは、確認訴訟の活用を図り国民の権利救済に資することを意図した2004（平成16）年行政事件訴訟法改正の趣旨を没却する（条解行政事件訴訟法〔第4版〕）。

しかも、将来の不利益の防止を目的とする予防的確認訴訟についての過去の裁判例にも反する。

在外邦人選挙権制限違憲訴訟

2005（平成17）年9月14日最高裁判所大法廷判決

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益④

・国の在外邦人選挙権制限違憲訴訟での主張

「もし、控訴人ら 21 名が将来の個々の選挙において具体的に選挙権を行使し得ることが確認されたとすれば、控訴人ら 21 名は、右判決が確定した時点から特定の選挙までの間に、例えば公職選挙法 11 条等に該当する事由が生じて選挙権を有しないこととなった場合などにも選挙権を行使することが可能になるという不合理を生ずる。したがって、本件の予備的請求に係る訴えは、将来の権利義務又は法律関係の存否の確認を求めるものとして、不適法であるというべきである」

（要約すると）

不確実性のある将来の権利について、訴訟では争えない。

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益⑤

最高裁判所大法廷判決の規範

- ① 憲法上の重要な権利であり（権利の憲法上の重要性）
- ② 侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであり（権利の性質）
- ③ 予防的な確認の訴えがその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である場合（手段の有効適切性）

には、確認の利益は肯定される

（要約すると）

不確実性のある将来の権利について、訴訟でも争える場合がある。

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について

1. 確認の利益⑥

最高裁判所大法廷判決の規範

- ① 憲法上の重要な権利であり（権利の憲法上の重要性）
- ② 侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであり（権利の性質）
- ③ 予防的な確認の訴えがその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である場合（手段の有効適切性）
には、確認の利益は肯定される

最高裁判所大法廷判決の結論

- ① 国政選挙の選挙権、主権者としての権利（権利の憲法上の重要性）
- ② 投票できなければ意味がない（権利の性質）
- ③ 予防的な確認の訴えはその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である（手段の有効適切性）
ので、確認の利益は肯定される

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について

1. 確認の利益⑦

最高裁判所大法廷判決の規範

- ① 憲法上の重要な権利であり（権利の憲法上の重要性）
- ② 侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものであり（権利の性質）
- ③ 予防的な確認の訴えがその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である場合（手段の有効適切性）
には、確認の利益は肯定される

国籍はく奪条項違憲訴訟

- ① 国政選挙の選挙権、主権者としての権利（権利の憲法上の重要性）
- ② 投票できなければ意味がない（権利の性質）
- ③ 予防的な確認の訴えはその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である（手段の有効適切性）
には、確認の利益は肯定される

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 1. 確認の利益⑧

○憲法上の重要な権利以外の権利の将来の侵害についても、100%確実ではなくとも、確認の利益は肯定される。

- ① 勤評長野方式事件最高裁裁判所判決（1972年11月30日最高裁判所第一小法廷判決）
- ② 命令服従義務不存在確認請求事件最高裁判所判決（2019年7月22日最高裁判所第一小法廷判決）

処分等の差止めを求める者が、処分等がされることの主觀的なおそれを抱いているのみでは足りず、客觀的にみて処分等がされる相当程度の蓋然性があることが必要とされる
(条解行政事件訴訟法〔第4版〕)

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 2. 選択の機会？①

東京地裁判決：原告らには事前に選択の機会があった。はく奪ではない。

法律を知ってるべき、ということか？

在外邦人選挙権制限違憲訴訟

2005（平成17）年9月14日最高裁判所大法廷判決

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 2. 選択の機会？②

1996（平成8）年より前に外国に転出した日本国民らが在外投票制度（1998（平成10）年に実現）がない中で実施された平成8年衆議院議員総選挙で選挙権を行使できなかったことの違憲性が争われた。

外国国籍の志望取得は日本国籍の放棄をも含意しているという「擬制」は国籍法1条1項の存在に依拠すると解されるが、これと同様に考えるなら、在外邦人選挙権違憲訴訟では在外投票制度を有しない公職選挙法の存在を理由として、原告らについて、在外居住中に実施される“具体的な国政選挙で選挙権を行使する権利”を、外国への転出時に自らの意思で放棄・棄権していたと「擬制」できたはず。

しかし、最高裁はそのような「擬制」をしなかった。

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 3. 証拠文献①

「ぼくには、国籍というものを単に便宜的なものと受け止めたくない思いがある。生まれたときからぼくのなかに埋め込まれていた国籍は、まことに冷たい制度であって反逆したくなるが、疑いもなく自分のアイデンティティの一部（ビロンギング）を構成している。こういうものとして、冷たい制度でありながら、よきにつけ悪しきにつけ、心情的なるものが底辺を流れている。ときどところで衣の如く着替えるということは、ぼくにはできそうにない。」（奥平康弘、「国籍を離脱する自由雑感」、1994年）

参照 鈴木章悟、「英國人にさせられた日本人」、2018年

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 3. 証拠文献②

「国籍を離脱する自由は、離脱したくないと考えている者の「離脱させられない権利」を含むと解釈することが憲法の趣旨にかなうという帰結を導くことは、人権保障にある程度積極的な憲法解釈を行うつもりになれば、さほど困難ではないはずである」

地裁判決では「自らの意思による外国籍取得の場合には事前に国籍選択の機会があることが重視されている」、「世界的な重国籍の広がりが示すように、「婚姻」の意味と同様、「国籍」の意味も変化しつつある。国側が、外国籍の取得は日本国籍の放棄をも合意しているという「擬制」（木棚照一『逐条注解 国籍法』（日本加除出版、2003年）339頁）に固執しても、そう考えない人々が増加することは止められない。そのとき、いつまでこの「擬制」が説得力を有しつづけられるだろうか。」

（毛利透、判例セレクト「国籍法11条1項の合憲性」、2021年）

2 期日の報告（提出書面について）

準備書面（5）について 3. 証拠文献③

国籍概念は、18世紀後半以降の国民国家の成立と深く結びついて成立したものであり、国民国家は、その各構成員が国家と呼ばれる共同体の全体に対する権利を譲渡する社会契約によって成立するとする思想によって支えられていた。このような歴史を背景として、「法を解釈し、立法する者の行動指針として、社会契約説的観点から、国籍を捉え直すことは、グローバル化し、国家や国籍概念自体が相対化して、変動しつつある現代の関係を実質的に捉えるにとどまらず、個人の人権保障の観点から国籍を主観的権利との関係で捉え直す上でも、不可欠なことであるように思われる」」

（木棚照一、「逐条国籍法－課題の解明と条文の解説－」、2021年）

参考情報

- 「グローバル化の中で考える憲法」 菅原真他編集（弘文堂）
- ジョン・ロールズ「政治的リベラリズム」、遂に邦訳出版！（筑摩書房）

3 原告（控訴人）からのメッセージ

休 憇



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

4 質疑応答とディスカッション

前回までのメモ 「裁判所の外堀を埋める！」

- インターネットでの動画配信や、TikTok、Instagram、ツイッターなどでの発信
- どこかに企画を持っていってみる
- 友人・知人に話題を振ってみる
- 勉強会の開催
- 新聞、雑誌への投稿
- 地元の政治家に伝えてみる 選挙前がチャンス？
- 友人のツテとツテをたどって海外で活躍している有名人に意見を求める

などなど

次回期日

2022年9月6日（火）

15時00分

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願ひいたします！！

国籍はく奪条項違憲訴訟 控訴人団
支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>